



東京労働局公示第 21 号

登録教習機関の講習業務廃止に伴う公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条の規定による業務廃止届出書の提出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	株式会社タダノ教習センター
登録教習機関の住所	香川県高松市新田町甲 34 番地
代表者職氏名	代表取締役社長 野口 恭司
事務所の名称	株式会社タダノ教習センター 東京教習所
事務所の所在地	東京都江東区新木場 2-7-1
廃止する技能講習の区分・登録番号	
	安第 201 号 小型移動式クレーン運転技能講習
	安第 202 号 高所作業車運転技能講習
	安第 223 号 玉掛け技能講習
	安第 237 号 フォークリフト運転技能講習
	安第 254 号 床上操作式クレーン運転技能講習
廃止年月日	令和 8 年 3 月 31 日



令和 8 年 1 月 15 日

東京労働局長

